データ市場に係る競争政策に関する検討会(第3回)議事要旨

- 1 日 時 令和3年1月19日(火)13:00~15:00
- 2 場 所 オンライン開催
- 3 検討会委員 別紙委員名簿のとおり
- 4 議事次第
 - (1) 開会
 - (2) 株式会社シップデータセンターからの説明
 - (3) 経済産業省からの説明
 - (4) プレゼンテーションに関する質疑応答
 - (5) 事務局からの説明
 - (6) 討議
 - (7) 閉会

5 議事概要

- (1) 株式会社シップデータセンターから、「IoS-OP 取組の進捗と今後」(資料 1)に基づき説明が行われ、続いて、経済産業省から、「AI・データの利用 に関する契約ガイドラインの概要」(資料 2) について説明が行われた上で、質疑応答が行われた。
- (2) 次に、事務局から、農業分野におけるデータ活用について説明を行い、 その後、委員間で議論が行われたところ、各委員から出された意見等は、 以下のとおり。
- データ利活用のための仕組みを構築していく上で、集まってくるデータに魅力がない、質・精度が悪い、限定されているという場合には、データ利活用は促進されないと考えられる。また、協調領域と競争領域の区分けが明確になっていることも重要であり、協調領域については、政府等が後押ししてしっかりとデータ整備等の取組を進めるのがよいが、競争領域では、政府等があまり介入しないようにした方がよい。さらに、顧客目線に立った仕組み作りも重要である。
- 本来は、プラットフォーマーがある程度付加価値を付けたサービスを提供することにより、データ提供元及び提供先に対し大きな便益をもたらすことができる。しかし、これが一定程度市場支配力を持つようになると、競争上、非常に問題が生じてきてしまう。そのため、プラットフォーマーが、どこまで自由に付加価値を付けたサービスを提供していくことが適切なのか、特に政府が関与するようなサービスを考えるときには重要な論点になる。

るのではないか。

- プラットフォーマーが収益を上げないという方針というのは興味深い。そのような方針は、禁欲的ともいえるが、価値がなくて収益が上がらないものであるということの現れとも言えてしまうのではないか。プラットフォーマーも儲かる仕組みになっているということは、言い換えれば、需要があることの裏付けになっているという見方もできるのではないかと思うので、そのような観点もあってもよいのではないかと思う。
- プラットフォームに流れているデータの形式などがばらばらである場合、 プラットフォーマー側で加工してあげないと、そもそも利用者が増えないということになり得るので、プラットフォームが成り立つかは、どの段階のどういうデータが流れるかということが関係してくると考えられる。
- 〇 現状,世の中にあるトランザクションの数に比べて十分にデータが集まっていない。これは、広く業界の中で力を持っている者がデータ収集等に協力的でないなど、そもそも産業構造に原因があるケースもあるので、少し幅広に見ていく必要があるのではないか。
- 政府の後押しに関して、例えば、AI・データ契約ガイドラインのような 事実上のデフォルトルールが政府により策定されると、それに関する関係 者間の議論も増え、当該ルールに沿った実務を行うことへのハードルが下 がり、トランザクションコストが下がるだろう。実際に、AI・データ契約 ガイドラインの策定によりデータ流通が増える効果があったと考える。同 ガイドラインは有識者会議の委員も公募したため、策定後も意欲ある有識 者が積極的に関係文献やセミナー等を公表していったのもプラスだった。
- データを収集・集積し、利用するという体制が機能するためには、仕組み作りの際に、データを提供する既存事業者だけでなく、データを利用したい新規参入者や顧客といったステークホルダーも参加してもらう必要があるのではないか。利用者が必要とする情報を提供してもらえなければ、提供しやすいデータの集積に留まり、結果としてデータ利活用は進まなくなってしまう。また、既存の事業者だけで仕組みを作れば、競争が活性化しないよう配慮した情報のみを共有したり、新規参入者が利用しにくいような情報を共有したりということも、やろうと思えば簡単にできてしまう。そのため、あらゆる者を巻き込んでルールメイキングをすることが重要で

ある。実際の運用段階になって躓かないようにするためにも、最初のルール設計の段階で、オープンに議論をしていくことが必要だ。

○ まず、競争法の執行という観点では、例えば、データの使われ方によって 新規参入を阻害したり参入障壁を高くしたりすることにもなり得るため、 データの取引が行われる市場のみではなく、その後、データがどのように 使われるのかやデータ市場と直接的に関連する上下流の市場との関係も 見る必要があると感じる。すなわち、データ市場における競争を活発にす るインセンティブについて考えることも必要ではあるが、データを実際に 利用する人たちとの関係について、上流下流といった流通・取引に関する 競争政策の議論の中でどう位置付けるか考える必要がある。

また、データへのアクセスの確保という観点では、データを使いやすい 形にするために何らかの機構や組織が必要になってくると思うが、まずは 皆がそこに参入できるような状態を保つ必要がある。新しく出てきたベン チャー企業等、外の業界から入ってくる新規参入者のアクセスが公平な条 件で確保されることが重要である。

○ データ契約などに関するルール作りに当たっては、データに関する様々な契約が公正に行われているか、あるいはそのポータビリティなどをどの程度可能にするのか、また、競争法プラスアルファのルールを作る必要があるのか等も含めて考えていく必要があるが、プラットフォーマーにもこうしたルール・基準に従ってもらう必要があるし、また、公平性等の観点からは、場合によっては中立的な第三者が介入するといった共同規制のようなルールの作り方をする必要がある。プラットフォーマーがそのような役割を担うことが期待されるところ、実際にヨーロッパにおける共通欧州データスペースの各種空間においても、そのような取組が行われているようであり、参考になると考えられる。

以上

(文責:公正取引委員会事務総局 速報のため事後修正の可能性あり。)

データ市場に係る競争政策に関する検討会 委員名簿

生貝 直人 東洋大学経済学部総合政策学科 准教授

板倉 陽一郎 ひかり総合法律事務所 弁護士

クロサカ タツヤ 株式会社企 代表取締役

小林 慎太郎 株式会社野村総合研究所

ICTメディア・サービス産業コンサルティング部

パブリックポリシーグループマネージャー

/上級コンサルタント

伊永 大輔 東京都立大学大学院法学政治学研究科 教授

座長 松島 法明 大阪大学社会経済研究所 教授

(競争政策研究センター所長)

森川 博之 東京大学大学院工学系研究科 教授

渡辺 安虎 東京大学大学院経済学研究科 教授

東京大学エコノミックコンサルティング株式会社

取締役

[五十音順. 敬称略. 役職は令和2年11月13日現在]